

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定通所支援の事業の廃止の届出
- 保安林の指定予定
- 道路の区域変更

### 【公告】

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧
- 土地改良区役員の住所変更届
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 落札者等の決定

指導監査課

治山課

道路整備課

経営支援課

耕地課

監理課

建築指導課

〃

教育委員会

## 目次

担当課（室）

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

## ◎岡山県告示第三百七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年八月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

つぼみ北房

#### 2 所在地

真庭市上水田三一六六番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人つぼみ

#### 2 主たる事務所の所在地

真庭市上水田三一六六番地一

### 三 廃止年月日

令和六年七月三十一日

### 四 事業所番号

三三五一四〇〇四三

### 五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市成羽町坂本字谷奥三〇二九、三〇三〇、三〇三二、三〇四二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

◎岡山県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 尾原賀陽線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番 一地先から 加賀郡吉備中央町豊野字丸山西一六八番 一地先まで	新	八・九 二〇・二	一〇三・六
加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番 一地先から 加賀郡吉備中央町豊野字丸山西一六八番 一地先まで	旧	六・四 一三・七	一〇三・六

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

〔三九六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）ザグザグ津山山北店  
所在地 津山市山北七六六一二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ  
住所 岡山市中区清水三六九番地二  
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ  
住所 岡山市中区清水三六九番地二  
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和七年三月二十五日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千二百五十三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 四十七台  
(2) 駐輪場の収容台数 十四台  
(3) 荷さばき施設の面積 三十平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前零時
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後十二時（二十四時間営業）
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前五時から午後十時まで

## 二 届出年月日

令和六年七月二十四日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和六年八月六日から同年十二月六日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

〔三九七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の住所に次のとおり変更があつた旨の届出があつた。  
令和六年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称  
吉井川下流土地改良区

二 変更内容

職名	氏名	変更前住所	変更後住所
理事	福島 恭子	岡山市東区瀬戸町下五四三	岡山市東区瀬戸町下五五四―一

―三―二〇五

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

〔三九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈義町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡奈義町全域	測量区域
公共測量（道路台帳修正）	測量の種類
令和六年三月十八日	終了年月日

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

〔三九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字茶ノ木二二八番一〇、二二八番一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市小原一九三〇番地

松岡 弘訓

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月七日岡山県指令建指第一〇九号

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

〔四〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本二二七番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島富五九七番地一

倉田 武

総社市西郡五三三番地

倉田 美絵

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月三十一日岡山県指令建指第九二号

# 令和6年8月6日 岡山県公報 第12623号

〔四〇一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量  
岡山県立学校及び教育機関で使用する電気  
使用予定電力量 二六、〇四九、三三一キロワット時（一年間）
- 二 納入期間  
令和六年十月一日から令和七年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県教育庁財務課  
岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
令和六年七月三十日
- 五 落札者の氏名及び住所  
ゼロワットパワー株式会社  
千葉県柏市若柴一七八番地四
- 六 落札金額  
六〇六、八六三、三三一円（うち消費税額及び地方消費税の額五五、一六九、三九三円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和六年六月十四日